○国土交通省令第十七号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、国土交通省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

国土交通省組織規則の一部を改正する省令

国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（公文書監理・情報公開室並びに企画官、企画調整官及び総務調整官）	（企画官、企画調整官及び総務調整官）
第六条　総務課に、公文書監理・情報公開室並びに企画官十三人、企画調整官十一人及び総務調整官二人を置く。	**第六条**　総務課に、企画官十二人、企画調整官十一人及び総務調整官二人を置く。
2　公文書監理・情報公開室は、次に掲げる事務をつかさどる。	（新設）
一　大臣、副大臣、大臣政務官及び事務次官の官印並びに省印の保管に関すること。	
二　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。	
三　国土交通省の保有する情報の公開に関すること。	
四　国土交通省の所掌事務に関する官報掲載に関すること。	
3　公文書監理・情報公開室に、室長を置く。	（新設）
4～6　（略）	2～4　（略）
（広報企画官）	（情報公開室及び広報企画官）
第七条　広報課に、広報企画官一人を置く。	**第七条**　広報課に、情報公開室及び広報企画官一人を置く。
（削る）	2　情報公開室は、次に掲げる事務をつかさどる。
2　（略）	一　国土交通省の保有する情報の公開に関すること。
	二　広聴に関すること。
	3　情報公開室に、室長を置く。
	4　（略）
（土地収用管理室及び交通安全対策室並びに政策企画官）	（土地収用管理室及び交通安全対策室並びに政策企画官）
第十六条　（略）	**第十六条**　（略）
2～5　（略）	2～5　（略）
6　政策企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち総合的な交通体系の整備に関する事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	6　政策企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち総合的な交通体系の整備に関する事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（公共交通政策部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
（地球環境政策企画官及び交通環境・エネルギー対策企画官）	（地球環境政策室及び交通環境・エネルギー対策企画官）
第十九条　環境政策課に、地球環境政策企画官及び交通環境・エネルギー対策企画官それぞれ一人を置く。	**第十九条**　環境政策課に、地球環境政策室及び交通環境・エネルギー対策企画官それぞれ一人を置く。
2　地球環境政策企画官は、命を受けて、国土交通省の所掌事務に係る地球環境の保全（良好な環境の創出を含む。）及び循環型社会の形成の推進に関する基本的な政策に係る重要事項についての企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事務（交通に関連するものに限る。）をつかさどる。	2　地球環境政策室は、国土交通省の所掌事務に係る地球環境の保全（良好な環境の創出を含む。）及び循環型社会の形成の推進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに当該政策を実施するために必要な国土交通省の所掌事務の総括に関する事務（交通に関連するものに限る。）をつかさどる。
（削る）	3　地球環境政策室に、室長を置く。
3　（略）	4　（略）